

西東京市子育て・子育てワイワイプラン (後期計画)

(素案)

現行計画及び
第 9 回計画専門部会「資料 3」
からの
変更箇所をお示しする
ものとなっています。

令和元年 11 月

西東京市

基本方針1

子どもの主体的な参加ですめる

1-1 子どもの権利の尊重

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が、平成元年（1989年）の国連総会において採択され、平成6年（1994年）に日本で批准されてから20年以上が経過しました。これは、子どもたち一人ひとりが生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体として位置づけるとともに、「子どもの最善の利益の確保」をおとなの責務として定めるものです。

また、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、社会問題となっていた児童虐待について、虐待の定義や住民の通告義務など防止に向けた法制度が整備されました。しかしながら後を絶たない児童虐待から子どもを守るため、児童の権利利益を擁護する観点から、平成23年5月に民法・児童福祉法等の改正が行われ、「親権の子の利益の明確化」、「親権停止制度の創設」及び「児童相談所長等への親権停止、管理権喪失の審判等の請求権付与」など制度の見直しが行われました。

さらには、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者の育成支援を図るため、平成21年に「子ども・若者育成支援推進法」が、また学校におけるいじめ対策として平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、児童の権利利益の擁護を図る法制度の整備が進められてきました。

本市には、子どもや保護者等から相談を受ける機関として「子ども家庭支援センター のどか」や「地域子育て支援センター」、「教育相談センター」、不登校ひきこもり相談室「Nicomo（ニコモ）ルーム」などがあるほか、東京都によるスクールカウンセラーの小中学校全校への配置、また心理カウンセラーの学校への派遣を行い、さらには各相談機関が必要に応じて連携を図るなど、悩みや困難を抱える子どもやその家族からの相談に対応するための体制の整備に取り組んでいます。

「子ども家庭支援センター のどか」によると、平成24年度に子どもや家族から寄せられた相談のうち、約1割が児童虐待に関する相談、約4割が児童虐待以外の養護相談となっており、平成21年度と比べると、児童虐待に関する相談は倍以上の増加をみせています。また、いじめや暴力行為は、近年、増加傾向にあり、不登校については小学6年生から中学1年生にかけて増加する傾向にあります。

このことは、相談や養護の声をあげやすくなってきたことを意味するものであり、潜在的に存在した問題が顕在化してきたものと考えられます。このため、今後も、子どもを取り巻くおとなはもとより、子どもたち自身が互いに尊重されるべき権利の主体として認識できるよう周知啓発を図るとともに、子どもたち自身が、支援や救済、保護、回復を求められる体制を強化していくことが必要となっています。

基本方針1

子どもの主体的な参加ですめる

1-1 子どもの権利の尊重

本市では、子どもたち一人ひとりを生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体として位置づけ、「子どもの最善の利益の確保」をおとなの責務とする「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を踏まえて「西東京市子ども条例」を定めています。

児童虐待については、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、虐待の定義や住民の通告義務など防止に向けた法制度が整備されました。その後、平成23年5月に民法・児童福祉法等の改正が行われて「親権の子の利益の明確化」、「親権停止制度の創設」など制度の見直しが行われ、平成28年6月の児童福祉法改正では、社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られています。また、平成31年4月に東京都子供への虐待防止等に関する条例が制定され、保護者の体罰等禁止を定めています。

さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者の育成支援を図るため、平成21年に「子ども・若者育成支援推進法」が、また学校におけるいじめ対策として平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され児童の権利利益の擁護が進められてきました。本市でも、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ「西東京市いじめ防止対策推進条例」を平成28年4月に施行し取組を進めています。

人権尊重の観点から、性的マイノリティへの支援について取り組む必要があり、子どもたちには、多様な性のあり方を認め合う意識の育成が求められています。

本市には、子どもや保護者等から相談を受ける機関として「子ども家庭支援センター のどか」や「地域子育て支援センター」、「教育相談センター」、不登校ひきこもり相談室「Nicomo（ニコモ）ルーム」などがあるほか、東京都によるスクールカウンセラーの小中学校全校への配置、またスクールソーシャルワーカーの学校への派遣を行い、各相談機関が必要に応じて連携を図るなど、悩みや困難を抱える子どもやその家族からの相談に対応するための体制の整備に取り組んでいます。また、子どもの権利侵害について相談を受け、救済につなげる目的で、子どもの権利擁護委員（CPT）が関わる「子ども相談室 ほっとルーム」を設置しています。

「子ども家庭支援センター のどか」によると、平成30年度に子どもや家族から寄せられた相談のうち、約3割が児童虐待に関する相談、約半数が児童虐待以外の養護相談となっており、平成25年度と比べると、児童虐待に関する相談は6倍以上の増加をみせています。このことは、相談や養護の声をあげやすくなってきたことを意味するものであり、潜在的に存在した問題が顕在化してきたものと考えられます。このため、今後も、子どもを取り巻くおとなはもとより、子どもたち自身が個々の違いや多様性を認め合い、互いに尊重されるべき権利の主体として認識できるよう周知啓発を図るとともに、子どもたち自身が、支援や救済、保護、回復を求められる体制を強化していくことが必要となっています。

1-2 子どもの参画の推進

近年、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、高度情報化や都市化の進展、さらに価値観や生活習慣の多様化、厳しい社会経済情勢などを背景に大きく変化しています。そうしたなかで、子どもたちはさまざまな支援やサービスを受け、守られる側面もある一方で、主体性やコミュニケーション力の低下、自己肯定感の希薄化などの問題も指摘されています。

本市では、居場所づくりや遊びの充実などを通して、子どもたちが自主的に関わり、参画する機会の確保に取り組んでいます。特に、児童館は18歳未満の乳幼児や児童・生徒が安全かつ安心して過ごし、活動できる拠点であり、子どもたち自身の意見や考えを取り入れた運営が行われています。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、小学生の放課後の過ごし方として、「自宅」や「習い事」が約半数で上位に挙げられており、児童館の認知度は高いものの、利用者は6割程度となっています。また、児童館への要望としては、「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」や「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」などが高まっています。近年の児童館の利用実績では、利用者数・登録者数はいずれもおおむね横ばいの傾向を示しています。

今後も、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身が参加し、積極的な意見等の表明や体験の機会を得るなかで、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や機会を確保していくとともに、それらが適切に利用されるための仕組みづくりを進める必要があります。

1-2 子どもの参画の推進

近年、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、高度情報化や都市化の進展、さらに価値観や生活習慣の多様化、厳しい社会経済情勢などを背景に大きく変化しています。子どもたちが受けられる支援やサービスが増え、守られる側面もある一方で、主体性やコミュニケーション力の低下、自己肯定感の希薄化などの問題も指摘されるところですが、本市では子どもアンケートにおいて自己肯定感の向上がみられます。

「西東京市子ども条例」では第 12 条で子どもの居場所について、第 13 条で子どもの意見表明や参加について規定しています。本市では、居場所づくりや遊びの充実などを通して、子どもたちが自主的に関わり、参画する機会の確保に取り組んでいます。特に、児童館は 18 歳未満の乳幼児や児童・生徒が安全かつ安心して過ごし、活動できる拠点であり、子どもたち自身の意見や考えを取り入れた運営が行われています。

平成 30 年度（2018 年度）に実施したアンケート調査によると、小学生の放課後の過ごし方として、「自宅」「運動に関する習い事」「勉強に関する習い事」が 40%を超えて上位に挙げられており、児童館・児童センターの認知度は 98%以上と高いものの、利用者は約 56%となっています。また、児童館への要望としては、「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」や「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」などが高まっています。近年の児童館の利用実績では、利用者数・登録者数はいずれもおおむね横ばいの傾向を示しています。

令和元年度（2019 年度）に実施した子どもアンケートによると、友だち、恋愛、ファッションなどは自分で決めたいという意見が多いものの、子どもに関わる市の重要なことは「自分で決めたい」より「親やおとなに決めてほしい」の割合が高くなっています。

今後も、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身が参加し、積極的な意見等の表明や体験の機会を得るなかで、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や機会を確保していくとともに、それらが適切に利用されるための仕組みづくりを進める必要があります。

基本方針2

おとな(親)になることを支える

2-1 心身及び経済的な自立

国は、平成22年(2010年)、複雑かつ深刻化する子ども・若者をめぐる課題に対応すべく、従来の縦割りのアプローチでは限界にあるとして、子ども・若者育成施策の総合的推進のための枠組みの整備等を目的に「子ども・若者育成支援推進法」を施行、同年「子ども・若者ビジョン」を策定しました。平成26年(2014年)には、同ビジョンに基づく施策の点検・評価が成されており、そのなかで今後取り組むべき課題及び方向性のひとつとして、「子ども・若者が自らの心・身体について、発達段階に応じ、正しく認識し、その主体として自己制御・自己調整する力」や、労働者として就労段階において「自らの権利を適切に行使できるような力」を育む必要があることが指摘されているほか、貧困の状態にあたり、ひきこもりやニートなどの経済的自立が困難な子ども・若者への支援について、課題となっています。

本市では、心身の自立を促す取組として、小中学生からのいのちの大切さや心・身体の問題に関する意識啓発、将来親になるために必要な性に関する学習機会の提供などを行うとともに、経済的な自立を支援する取組として、小中学校の総合的な学習の時間等を活用した職場体験やキャリア教育の充実により、働くことの意義等について理解促進を図っています。また、不登校・ひきこもりセーフティネット事業として、不登校ひきこもり相談室「Nicomo(ニコモ)ルーム」を設置しています。

不登校やひきこもり状態が長期化すると、心身の自立のみならず経済的自立が難しくなり、ニートや若年無業の状態に陥ることが懸念されます。このため、児童・青少年期から心身及び経済的自立に向け、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者の育ち・自立を地域社会全体で見守り支える体制の一層の強化が必要です。

基本方針2

おとな(親)になることを支える

2-1 心身及び経済的な自立

国は、平成 22 年(2010 年)、複雑かつ深刻化する子ども・若者をめぐる課題に対応すべく、従来の縦割りのアプローチでは限界にあるとして、子ども・若者育成施策の総合的推進のための枠組みの整備等を目的に「子ども・若者育成支援推進法」を施行、同年「子ども・若者ビジョン」を策定しました。平成 28 年 2 月には同ビジョンの改定版となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されており、基本的な施策として、心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成などを含む「全ての子供・若者の健やかな育成」や、貧困やひきこもり、ニートなどの困難な状況にある子ども・若者への支援を含む「困難を有する子供・若者やその家族の支援」などが示されています。

平成 25 年制定の「子どもの貧困対策推進法」は、同法の一部を改正する法律が令和元年 9 月に施行され、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成され…」は「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され…」と改められました。同時に、子どもの貧困の解消に向けては「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」対策を総合的に推進することが明示されています。

令和元年度(2019 年度)に実施した子どもアンケートによると、小学 5 年生、中学 2 年生とも、おとなに言いたいこととして、「自分のことは自分で決めさせてほしい」が上位となっています。

本市では、心身の自立を促す取組として、小中学生からのいのちの大切さや心・身体の問題に関する意識啓発、将来親になるために必要な性に関する学習機会の提供などを行っています。

「西東京市子ども条例」では第 10 条で子どもの貧困の防止について規定しています。経済的な自立を支援する取組としては小中学校の総合的な学習の時間等を活用した職場体験やキャリア教育の充実により、働くことの意義等について理解促進を図っています。また、不登校・ひきこもりセーフティネット事業として、不登校ひきこもり相談室「Nicomo(ニコモ)ルーム」を設置しています。

不登校やひきこもり状態が長期化すると、心身の自立のみならず経済的自立が難しくなり、ニートや若年無業の状態に陥ることが懸念されます。このため、児童・青少年期から心身及び経済的自立に向け、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者の育ち・自立を地域社会全体で見守り支える体制の一層の強化が必要です。

2-2 他者への理解とおとなの役割

心身ともに健やかな子どもを育む場として、家庭はもとより地域社会の果たす役割は大きいといわれています。

しかし、近年では核家族化や兄弟姉妹の減少が進み、家庭内で自然に子どもとの接し方を学ぶ機会や経験が少なくなってきました。さらに、少子化の進行、生活習慣や価値観の変容等の影響により、友人や仲間、地域のおとななど、さまざまな人と関わる機会が少ないまま、成長しおとなになるケースが多くなっています。

このことは、親になるまでに他の子どもと接したり世話をするなど、子育てにかかる経験が乏しく、親になったときに子育てに戸惑う人が多くなっていることにつながると考えられます。

本市では、10歳代での若年妊娠者や若年親への支援を中心に、中高生が乳幼児とふれあう機会の充実や、地域での関わりを得るきっかけとしてのボランティア活動や地域活動への参加促進に取り組んでいます。

子どもたちが、乳幼児やその支援にあたるおとななどの、自分と同世代ではない人々や、普段の生活では接することが少ない多様な状況にある人々と交流することを通じて、自分が多くの人々に支えられて生きてきたこと、また、おとなになって多くの人を支える存在になることが、自然に意識できるよう、他者に援助する経験の場を提供していくことが求められています。

2-2 他者への理解とおとなの役割

心身ともに健やかな子どもを育む場として、家庭はもとより地域社会の果たす役割は大きいといわれています。

しかし、近年では核家族化や兄弟姉妹の減少が進み、家庭内で自然に子どもとの接し方を学ぶ機会や経験が少なくなってきました。さらに、少子化の進行、生活習慣や価値観の変容等の影響により、友人や仲間、地域のおとななど、さまざまな人と関わる機会が少ないまま、成長しおとなになるケースが多くなっています。

このことは、親になるまでに他の子どもと接したり世話をするなど、子育てにかかる経験が乏しく、親になったときに子育てに戸惑う人が多くなっていることにつながると考えられます。

令和元年度（2019年度）に実施した子どもアンケートによると、社会に役立つことをしたいと思う子どもは小学5年生、中学2年生とも85%を超えており、子ども自身も社会との関わりや他者への貢献を望んでいると考えられます。

また、情報の閲覧や友人等とのコミュニケーションにおいて、ネットの利用が日常的かつ楽しみとなっていることがわかりました。

本市では、10歳代での若年妊娠者や若年親への支援を中心に、中高生が乳幼児とふれあう機会の充実や、地域での関わりを得るきっかけとしてのボランティア活動や地域活動への参加促進に取り組んでいます。

子どもたちが、乳幼児やその支援にあたるおとななどの、自分と同世代ではない人々や、普段の生活では接することが少ない多様な状況にある人々と交流することを通じて、自分が多くの人々に支えられて生きてきたこと、また、おとなになって多くの人を支える存在になることが、自然に意識できるよう、他者に援助する経験の場を提供していくことが求められています。

また、ネット利用について、子どもたちが安全に使用でき、加害者や被害者になるようなことのないよう、情報化社会で適正な活動を行うための基になる知識や考え方などの理解を図っていくことも必要です。

基本方針3

子育て家庭の支え合い

3-1 子育て意識の育成

近年は、女性の社会進出や厳しい社会経済情勢、就業構造の変化などを背景に、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般化しつつあるものの、依然として子どもを育てる営みは女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。子育てはその苦勞や喜びをともに分かち合いながら、夫婦で協力して行うものであり、このための家庭・社会環境を整えていくことが重要となっていますが、実際は母親中心の子育てが展開されるなかで、父親は関わりたくても関わるできない状況も生じています。

本市では、子育て分野における男女共同参画を推進するため、父親が参加しやすい時間帯や曜日に配慮して企画・事業を実施するとともに、育児や家事等に関する情報提供などを行っています。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、主に子どもの子育てを行っている人について、就学前児童調査・小学生調査ともに、母親はおおむね9割であるのに対し、父親は6割弱となっています。また、父親が子育てに関わっていない場合の理由として「仕事が忙しい」が最も高く7割から8割前後、次いで「育児は主に母親がするものと思っている」が約1割を占めています。

このため、父親が子育てへの関わりを持ち、夫婦で子どもを育てるという選択をしやすいよう、出産前からの父親の子育て意識の啓発や、職場における「ワーク・ライフ・バランス」への理解促進を進めながら、母親が「自分がすべての子育てをしなければならない」との考え方について、意識改革を図る必要があります。

さらに、地域で互いに支え合うことの大切さを意識できるような取組を進める必要があります。

基本方針3

子育て家庭の支え合い

3-1 子育て意識の育成

近年は、ワーク・ライフ・バランスや経済活動における女性の活躍の推進に関する取組によって、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般化しつつあるものの、依然として子どもを育てる営みは女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。子育てはその苦労や喜びとともに分かち合いながら、夫婦で協力して行うものであり、このための家庭・社会環境を整えていくことが重要となっていますが、実際は母親中心の子育てが展開されるなかで、父親は関わりたくても関わるできない状況も生じています。

本市では、子育て分野における男女共同参画を推進するため、父親が参加しやすい時間帯や曜日に配慮して企画・事業を実施するとともに、育児や家事等に関する情報提供などを行っています。

平成30年度（2018年度）に実施したアンケート調査によると、主に子どもの子育てを行っている人について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高く、次いで「主に母親」となっています。家庭の中で、子育てにかかわっていない方がいる場合の理由については、就学前児童保護者・小学生保護者とも、「その他の理由」を除く上位2位が「単身赴任などで日常的に離れているため」「仕事が忙しくて、子育てする時間が取れないため」で、仕事や就労状況によるものが多くなっています。また、理由の中では「子育てに関心がないため」という回答が小学生保護者で1割程度（就学前児童保護者では約2%）みられました。

このため、家族全体で子どもを育てるという選択をしやすいよう、職場におけるワーク・ライフ・バランスへの理解促進を進めることや、子どもが成長しても保護者としての役割が薄れることはないことについて、意識改革を図る必要があります。

さらに、地域で互いに支え合うことの大切さを意識できるような取組を進める必要があります。

3-2 支え合いの場の充実

近年、少子化や核家族化、都市化の進行により、子育ての知識や技術が、祖父母から保護者へ、保護者から子へと継承されにくくなっています。一方で、インターネットやマスコミ等のメディアを通じて子育てについての情報が氾濫し、適切な情報を取捨選択することが難しくなっている状況がうかがえます。

本市では、子育てハンドブックやホームページ、市報等により、情報提供を図っているほか、「地域子育て支援センター」や「子ども家庭支援センターのどか」、保育園での園庭開放、子育てひろばなどのさまざまな機会を活用し、親子の交流や学習の場を確保しています。また、市内には子育てサークル・団体が数多くあり、活発に活動をしています。こうした活動が子育て家庭に周知され、利用者の輪を広げていくような、さらなる取組を検討する必要があります。

また、相談支援に関しては、「子ども家庭支援センターのどか」をはじめ、「地域子育て支援センター」や保育園、児童館など、多様な場所で行っています。しかし、ライフステージにより保健、教育、福祉といった分野で相談窓口が異なるなどの課題もあることから、より緊密な連携体制を整備することが大切です。

平成 25 年度（2013 年度）に実施したアンケート調査結果によると、子育てに関して気軽に相談できる人や場所について、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、配偶者や祖父母、友人等の身近な人間が上位に挙げられています。行政機関や専門職にも一定の相談のニーズがあります。

また、市や地域サークル等が主催するイベントや講習への参加意向については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「子どもと参加できる」、次いで、就学前児童保護者では「同年代の子どもがいる保護者と交流できる」、小学生保護者では「有識者から知識が得られる」が上位に挙げられています。

子育てに関して必要な情報や求める相談支援は、子どもの成長段階や、子どもと親が置かれている環境に応じて内容が異なります。

そのため、楽しみながら子育てができるよう、子どもはもとより、保護者同士が交流できる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信を図るとともに、保護者が相談しやすい環境づくりと多様な相談機関が、さらに連携を強化していくことが求められています。

3-2 支え合いの場の充実

近年、少子化や核家族化、都市化の進行により、子育ての知識や技術が、祖父母から保護者へ、保護者から子へと継承されにくくなっています。一方で、インターネットやマスコミ等のメディアを通じて子育てについての情報が氾濫し、適切な情報を取捨選択することが難しくなっている状況がうかがえます。

本市では、子育てハンドブックやホームページ、市報等により、情報提供を図っているほか、「地域子育て支援センター」や「子ども家庭支援センターのどか」、保育園での園庭開放、子育てひろばなどのさまざまな機会を活用し、親子の交流や学習の場を確保しています。また、市内には子育てサークル・団体が数多くあり、活発に活動をしています。こうした活動が子育て家庭に周知され、利用者の輪を広げていくように取り組んでいく必要があります。

また、相談支援に関しては、「子ども家庭支援センターのどか」をはじめ、「地域子育て支援センター」や保育園、児童館など、多様な場所で行っています。しかし、ライフステージにより保健、教育、福祉といった分野で相談窓口が異なるなどの課題もあることから、より緊密な連携体制を整備することが大切です。

平成30年度（2018年度）に実施したアンケート調査によると、子育てに関して気軽に相談できる人や場所について、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、配偶者や祖父母、友人等の身近な人間が上位に挙げられています。行政機関や専門職にも一定の相談のニーズがあります。また、子どもとの生活の中で「一人ぼっちで子育てをしている感じがする」が、就学前児童保護者で約31%、小学生保護者で約27%となっており、この「一人ぼっち」は、家庭の中での状況に加え地域での孤立感が現れた回答である可能性もあります。

また、平成31年度（2019年度）に実施したヒアリング調査では、子どもに関わる支援をしたいと考える市民は多いと思われることから、地域活動が広く市民に知られることでスタッフや参加者が増えるのではないかという意見や、市民ボランティアだけでは対応の難しい事象もあるという意見がありました。

子育てに関して必要な情報や求める相談支援は、子どもの成長段階や、子どもと親が置かれている環境に応じて内容が異なります。

そのため、楽しみながら子育てができるよう、子どもはもとより、保護者同士が交流できる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信を図るとともに、保護者が相談しやすい環境づくりと多様な相談機関が、さらに連携を強化していくことが求められています。

あわせて、様々な地域活動があることの周知、必要に応じて、活動している人が行政からの助言を受けられることなども重要と思われます。

基本方針4

市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

4-1 教育・保育及び子育て支援の充実

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立、これに加え、平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されることが決まったことにより、子ども・子育てを質と量の両面から支援していく体制が整えられると同時に、今後の子育て支援施策を検討・推進していく上での大きな転換期を迎えています。

本市には、平成25年12月現在、公立保育園17園、私立保育園10園、私立保育園分園1園、私立幼稚園が13園、さらに認証保育所が16園、このほか小規模保育や家庭的保育等で多様な教育・保育事業を展開しています。また、すべての保育園では、集団保育が可能と判断された場合に、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、ひとり親家庭の子どもの優先入所に配慮しており、また、学校では外国籍や帰国児童・生徒に対し日本語指導の充実を行うなど、生まれ育つ環境にかかわらず、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりを進めています。

平成25年度に実施したアンケート調査結果によると、就学前児童保護者では、教育・保育事業を利用している人は5年前よりも増加しています。加えて、母親が子育ての中心的な役割を担っている家庭が多い中で、就労している母親は増加傾向にあることから、今後も一層の教育・保育事業、そして子育て支援事業の需要が高まることが見込まれます。

現在、本市には保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の児童が恒常的に生じている状況です。就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育ニーズがますます拡大するなかで、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、周知や啓発を行っていくことも必要となっています。

今後、幼稚園は、就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設となることが期待されています。

また、市としては、就労の有無にかかわらず、家庭で子育てしている人への支援も、充実させることが求められます。

基本方針4

市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

4-1 教育・保育及び子育て支援の充実

平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の提供と保育の量的拡大による待機児童の解消を、基礎自治体の実施主体となって計画的に推進することとしています。

本市には、令和元年4月現在、公立保育園 17 園、私立保育園 21 園、私立幼稚園 13 園、さらに認証保育所が 11 園、このほか小規模保育や家庭的保育等で多様な教育・保育事業を展開しています。また、すべての保育園では、集団保育が可能と判断された場合に、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、ひとり親家庭の子どもの優先入所に配慮しており、また、学校では外国籍や帰国児童・生徒に対し日本語指導の充実を行うなど、生まれ育つ環境にかかわらず、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりを進めています。

平成 30 年度(2018 年度)に実施したアンケート調査によると、就学前児童保護者では、教育・保育事業を利用している人は5年前よりも増加しています。また、就労している母親は増加傾向にあります。一方で、児童人口は、令和2年度にピークを迎える推計となっているため、今後5年の間に教育・保育事業、そして子育て支援事業の需要がピークを迎え、以降、ほぼ同じ水準で移行していくことが見込まれます。

現在、本市には保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の児童が恒常的に生じている状況です。就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育ニーズが拡大するなかで、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、周知や啓発を行っていくことも必要となっています。

今後、幼稚園は、就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設となることが期待されています。

また、市としては、就労の有無にかかわらず、家庭で子育てしている人への支援も、充実させることが求められます。

4-2 保健・医療

母子保健は、健やかな子どもの成長、家庭における子育てが円滑にすすむための出発点を支援する役割の一つを担っています。

その中で、妊娠・出産期の適切な健康管理、安定した心身の状態で過ごしているかは、その後の家庭での子育てに影響が大きく、重要な課題ととらえています。

近年は、社会情勢や個々の価値観の変化、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、一方ではメディアやインターネットによる情報の氾濫などにより、子育ては孤立化しやすく、相談もできないまま情報に振り回され不安なまま育児をしていることも多くなっています。

本市では、妊娠届出時の保健師等の面接相談、妊産婦や新生児への家庭訪問や電話相談などを行っており、子育てや、子どもの発育発達への不安、養育困難が生じている母親（保護者）への相談を行っていますが、年々、心身に不調を有していたり、育児に不安や課題を抱える母親は増加してきており、子どもと家庭を取り巻く健康課題は複雑に、かつ多岐に渡っています。

このような状況で子育てをする場合、乳幼児期だけではなく、就学以降も、成長に伴って生じる様々な発育発達課題への対応に苦慮する場合も多く、親支援として、妊娠期から青年期までの長年にわたって、子どもの成長、親・家庭を支えるシステムが不可欠になってきています。

平成 25 年度に実施したアンケート調査結果によると、子育てに有効な支援策について、「妊娠・出産に対する支援」や「母親・乳児の健康に対する安心」は相対的な順位は高くないものの、いずれも 1 割前後の回答がみられます。また、自由回答のなかでも、健診の受けやすさの向上や出産後の母親へのケアなどが挙げられており、母子保健や親子の健康に関する要望は、時代や個々の状況に左右されない普遍的なものであると考えられます。

子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備することが必要です。また、関係機関との連携のもと、子どもとその家庭が安心して医療や健康支援が受けられる体制の強化も引き続き行っていくことが求められています。

4-2 保健・医療

母子保健は、健やかな子どもの成長、家庭における子育てが円滑にすすむための出発点を支援する役割の一つを担っています。

その中で、妊娠・出産期の適切な健康管理、安定した心身の状態で過ごせているかは、その後の家庭での子育てに影響が大きく、重要な課題ととらえています。

近年は、社会情勢や個々の価値観の変化、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、一方ではメディアやインターネットによる情報の氾濫などにより、子育ては孤立化しやすく、相談もできないまま情報に振り回され不安なまま育児をしていることも多くなっています。

本市では、妊娠届出時の保健師等の面接相談、妊産婦や新生児への家庭訪問や電話相談などを行っており、子育てや、子どもの発育発達への不安、養育困難が生じている母親（保護者）への相談を行っていますが、年々、心身に不調を有していたり、育児に不安や課題を抱える母親は増加してきており、子どもと家庭を取り巻く健康課題は複雑に、かつ多岐に渡っています。

このような状況で子育てをする場合、乳幼児期だけではなく、就学以降も、成長に伴って生じる様々な発育発達課題への対応に苦慮する場合も多く、親支援として、妊娠期から青年期までの長期にわたって、子どもの成長、親・家庭を支えるシステムが不可欠になってきています。

平成30年度(2018年度)に実施したアンケート調査によると、安心して子育てができ、子どもがすこやかに育つために必要と思う支援策について、「妊娠・出産に対する支援」(約13%)、「母親・乳児の健康に対する安心」(11%)の回答がみられます。また、自由回答のなかでも、健診の受けやすさの向上などが挙げられており、母子保健や親子の健康に関する要望は、時代や個々の状況に左右されない普遍的なものであると考えられます。

子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備することが必要です。また、関係機関との連携のもと、子どもとその家庭が安心して医療や健康支援が受けられる体制の強化も引き続き行っていくことが求められています。

4-3 災害への対応を想定した環境づくり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、防災や減災、災害時体制及び災害復興など、市民生活のあらゆる角度から、その対応等の見直しを求めることとなりました。平成 24 年の中央防災会議・防災対策推進検討会議の議論においては、救援物資や避難所運営をはじめ、災害対応に男女共同参画や女性の視点が欠如していたことが明らかにされているほか、子育て家庭では「災害発生時に子どもを誰が守るのか」という観点から、親の防災への意識は高まりをみせています。

本市では市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進しており、「地域防災計画」の中では、子育てにかかる分野として、災害時における福祉避難施設の設置や女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営体制の確保について定めているところです。

今後の日本では、首都直下型地震の発生が危惧されているほか、近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等への配慮も求められている状況です。

このため、発生予測困難な災害に対しても落ち着いて対応ができるよう、平常時からの備え等について子育て家庭への啓発や情報提供を推進するとともに、非常時には子どもや子育て家庭のニーズを踏まえた対応が図れるよう、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携体制をさらに強化していくことが必要です。

4-3 災害への対応を想定した環境づくり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災から、防災や減災、災害時体制及び災害復興など、市民生活のあらゆる角度から、その対応等の見直しを求めることとなり、救援物資や避難所運営をはじめ、災害対応に男女共同参画や女性の視点が必要であることが明らかにされています。

我が国では、首都直下型地震や南海トラフ地震の発生が危惧されているほか、近年のヒートアイランド現象等を起因とする集中豪雨、地球温暖化の影響も指摘される観測史を塗り替えるほどの台風の頻発化もあり、これらによる浸水被害等への配慮も求められている状況です。

本市では市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進しており、「地域防災計画」の中では、子育てにかかる分野として、災害時における福祉避難施設の設置や女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営体制の確保について定めているほか、子どもに対して防災教育の推進などを規定しています。

発生予測困難な災害に対しても落ち着いて対応ができるよう、平常時からの備え等について子育て家庭への啓発や情報提供を推進するとともに、非常時には子どもや子育て家庭のニーズを踏まえた対応が図れるよう、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携体制をさらに強化していくことが必要です。